

国土交通省

こどもみらい住宅支援事業

スタート!



仕事に活かそう

事業者登録が必要

- 事業者登録後の着工が対象
- 事業者が補助金申請し、お客様に補助金を全額還元

※事業者登録、補助金申請の手続きは事務局のHPでオンラインによる申請

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、行政においても様々な施策が行われています。今回、国の2021年補正予算において、《子育て世帯又は若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得》や《住宅の省エネ改修等》に対して補助する「こどもみらい住宅支援事業」が創設されました。

2022年10月31日
までの契約案件が対象

2021年11月26日(閣議決定日)から2022年10月31日までに契約を締結した子育て世帯^{※1}又は若者夫婦世帯^{※2}が取得する一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームが対象となります。

※1 子育て世帯とは、申請時点において、18歳未満の子(年齢は令和3年4月1日時点。すなわち平成15(2003)年4月2日以降出生)を有する世帯
※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において、夫婦であり、いずれかが39歳以下(年齢は令和3年4月1日時点。すなわち昭和56(1981)年4月2日以降出生)の世帯

補助金の対象工事 2021年11月26日(閣議決定日)以降に契約を締結し、事業者登録後に着工したものに限る。

住宅の新築(子育て世帯又は若者夫婦世帯が対象)

対象住宅(※延面積50㎡以上)	補助額
① ZEH、Nearly、ZEN、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く 一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円/戸
② 高い省エネ性能などを有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80万円/戸
③ 省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4を満たす住宅)	60万円/戸

住宅のリフォーム(すべての世帯が対象)

対象工事※	補助額
[必須] 住宅の省エネ改修 ①開口部の断熱改修(ガラス交換、内窓設置・外窓交換、ドア交換)、②外壁・屋根・天井又は床の断熱改修、③エコ住宅設備の設置、のいずれか必須	リフォーム工事内容に応じて定める額 最大30万円/戸
[任意] ② 住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	注) 1申請あたり補助額5万円以上で申請可

※子育て世帯又は若者夫婦世帯は、最大45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は最大60万円/戸)
※子育て世帯・若者夫婦世帯以外の世帯で安心R住宅の購入を伴う場合は、最大45万円/戸

こどもみらい住宅支援事業についての詳細は事務局のHPを参照してください

